

議案第48号

北上市公契約条例の一部を改正する条例

北上市公契約条例（平成30年北上市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適正な下請等契約) 第9条 受注者は、 <u>下請代金支払遅延防止法</u> （昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守し、下請負者等と対等な立場における合意に基づいた適正な下請等契約の締結に努めるものとする。	(適正な下請等契約) 第9条 受注者は、 <u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律</u> （昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守し、下請負者等と対等な立場における合意に基づいた適正な下請等契約の締結に努めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

引用する法令の改題に伴い、所要の改正をしようとするものである。